

表 2 - 3 国・県指定文化財地域別一覧

種 別	地 域	中通り		会 津		浜通り		全 県		国・県 合 計
		県	国	県	国	県	国	県	国	
国	宝	-		-	1	-	1	-	2	2
重要 文化 財	建 造 物	13	5	15	19	6	3	34	27	61
	絵 画	10		6	2	4	2	20	4	24
	彫 刻	27	2	31	15	15	6	73	23	96
	工 芸 品	20	5	21	13	14	3	55	21	76
	書 跡	2		2	1	7		11	1	12
	典 跡			1				1		1
	古 文 書	1	1	1		2		4	1	5
	考 古 資 料	11	5	6	1	6	2	23	8	31
	歴 史 資 料	2		1		1		4		4
国宝・重要文化財小計	(86)	(18)	(84)	(52)	(55)	(17)	(25)	(87)	(31)	
重要無形文化財			2				2		2	
重要有形民俗文化財	11		11	5	7		29	5	34	
重要無形民俗文化財	19	1	7	1	7	2	33	4	37	
特別天然記念物				1				(注1) 2		2
史 跡	22	14	9	6	13	10	44	30	74	
史 跡 及 び 名 勝	2	2			1		3	2	5	
名 勝		1		1				2	2	
名勝及び天然記念物	4						4		4	
天 然 記 念 物	26	9	10	10	15	5	51	24	75	
重要伝統的建造物群保存地区				1				1		1
選定保存技術 <sup>(注2)</sup>			1	1			1	1	2	
合 計	170	45	123	78	98	34	392	158	550	
国・県合計	215		201		132		550			
国認定重要美術品 <sup>(注3)</sup>	19(1)		6(1)		8(2)		33(4)			

(注) 1 特別天然記念物カモシカは、地域が指定されていないため、地域には入れず合計で1加えてある。  
 2 選定保存技術は、からむし生産であるが、国指定・県指定を受けており、それぞれ数えている。  
 3 ( )内は、国認定と県指定が重複しているものをさす。

(資料) 文化課調査(平成4年3月)

ウ 埋蔵文化財の保存

埋蔵文化財は、「土地に刻まれた歴史」といわれていますが、種々の開発に伴い、消失・き損の危機にさらされる機会が多くなっており、開発事業との円滑な調和を図る必要に迫られています。

県内で確認されている遺跡の数は、昭和59年度の調査では8,055か所あり、昭和51年度の調査に比べると倍増しています(表2-5)。また、埋蔵文化財包蔵地は、県内各地域に広く分布していることから、遺跡分布調査などを実施して、遺跡台帳の整備や遺跡地図を作成し、遺跡の確認と周知に努めて

表 2 - 4 市町村指定文化財地域別一覧

種 別	地 域	中通り		会 津		浜通り		全 県	
		県	国	県	国	県	国	県	国
建 造 物		79		18		23		120	
美術工芸品等		303		297		161		761	
無形文化財		2		1		2		5	
有形民俗文化財		77		28		21		126	
無形民俗文化財		108		54		16		178	
史 跡		138		99		42		279	
名 跡		7				1		8	
天然記念物		191		65		69		325	
伝統的建造物群保存地区 <sup>(注)</sup>				1				1	
計		905		563		335		1,803	

(注) 伝統的建造物群保存地区と重要伝統的建造物群保存地区は重複しており、いずれも大内宿(下郷町)である。

(資料) 文化課調査(平成4年5月)

しかしながら、地域開発の進展や生活様式の変化により、文化財として価値のある有形文化財は姿を消しつつあります。また、民俗文化財は、生活様式の変化や農作業の機械化あるいは農山村の過疎化の進行等のため、その存在基盤が衰退したことにより、急速に失われつつあります。特に、親から子へ、子から孫へと代々受け継がれてきた地域に根ざす民俗芸能などの無形民俗文化財は、後継者難もあり、保存・伝承に多くの困難が生じています。さらに、近年、大規模な開発の進展に伴い、史跡・名勝・天然記念物などは、破壊の危険性も生じています。

したがって、今後は、文化財の保護及び保存・育成を図るため、引き続き指定の推進に努める必要があります。特に、絵画・漆器・陶磁器等の美術工芸品や民俗文化財など指定の遅れがちな分野の指定を推進する必要があります。